

# 特別養護老人ホーム 花水木

## 登録ボランティア募集要綱

### 1 施設でのボランティア活動をご希望される方へ（概要のご説明）

社会福祉法人三愛会（以下「法人」という。）が運営する指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム花水木（併設する指定短期入所生活事業及びデイサービス花水木を含む）以下「施設」という。）において、ボランティア活動をしていただくにあたっては、登録ボランティアの活動申し込みをお願いしています。

申し込みをいただいた個人または団体（以下「申込者」という。）について法人にて検討させていただき、登録許可となった申込者に「登録ボランティア」として、施設でのボランティア活動をしていただくこととなります。

登録ボランティアに応募する場合には、施設で指定する用紙により申し込みを行い、あらかじめ登録ボランティアの目的などを理解し、関係諸規定を遵守することを誓約していただきます。

### 2 登録ボランティアの趣旨

「登録ボランティア」とは、自らの自由な意思に基づき、原則として対価を受けずに（無報酬）、法人の理事長（以下「理事長」という。）又は施設の施設長（以下「施設長」という。）によって、ボランティア活動を許可され、施設の運営に従事する各部署の所属長等の指揮下にて、施設の入居者及び利用者（以下「利用者」という。）の日常生活支援のため、継続的又は断続的に技術又は役務の提供を行う（医療行為に関わることを除く。）者をいいます。

### 3 登録ボランティアの応募資格について

登録ボランティアは、ボランティア活動登録の申し込みをした者のうち、次の（1）～（11）の要件を満たす方に対して施設長又は理事長が許可いたします。

- （1） 登録ボランティアの趣旨を十分に理解できること
- （2） 法人・施設等の運営上、定められている事項等を遵守できること
- （3） 施設の利用者、職員、あるいは登録ボランティア同士等、活動に関わる全ての人と円滑なコミュニケーションを図ることができ、適切な関係を保つことができること
- （4） 施設の利用者一人一人の「人生やその暮らしの質」を援助することに向けた奉仕活動として積極的な意思を有すること
- （5） 社会貢献活動の実践者として責任ある行動をとることができること
- （6） 自宅から施設までの間の往復経路について、施設の金銭的な援助なしに通うことができること
- （7） 20歳以上で心身ともに健康であること
- （8） 20歳未満の場合には、親権者（保護者等法定代理人）の同意が得られること

- (9) 健康面に障害がある場合であっても、当該活動に支障がないことを証明する診断書等の提出が受けられること
- (10) ボランティア活動保険（申込先は全国社会福祉協議会）に加入していること
- (11) その他施設が希望する登録ボランティアとしての活動が期待できること

#### 4 登録ボランティアの活動の範囲（活動内容の趣旨）

登録ボランティアの活動にあたっては、以下に掲げる範囲内で行っていただくこととなります。

- (1) 介護又は看護業務の補助活動に関すること
- (2) 教養・レクリエーション・クラブ活動等に関すること
- (3) 施設での営繕・整備に関すること
- (4) その他、施設が必要と認めたこと

なお、登録ボランティアは、法人、施設、当該活動の所属部署の長等の指示に従って活動していただくこととなります。

また、法人又は施設から、登録ボランティアに対して必要に応じて随時、その活動に関して必要な調整及び助言を行うことがあります。

#### 5 登録ボランティアの登録取り消し（登録資格の欠格事由）

登録期間中において活動実績がない場合又は遵守すべき義務や誓約事項に違反するなど適切でない行動があった個人又は団体は、登録期間の途中であっても、登録を取り消します。

#### 8 登録ボランティアの費用負担

登録ボランティア活動に伴って生ずる宿泊費、食費、交通費等の諸経費は、原則として登録ボランティア自身の自己負担（無報酬）となります。

ただし、登録ボランティアの活動目的を、安全かつ円滑に支援するにあたって、その活動の危険リスクなどを考慮のうえ、特に対価を必要とすると判断される場合には、理事長及び施設長の決議の上、別に諸経費等をお支払いする場合があります。

#### 9 登録ボランティアの弁償責任・損害賠償・危険負担

- 登録ボランティアの活動及び自宅から施設までの往復経路において、登録ボランティア自身の身体及び財産に損害が生じた場合、法人及び施設はその責任を負いません。
- 登録ボランティアが業務に際して、故意又は重大な過失により、法人又は施設等に損害を与えた場合、法人又は施設等は当該登録ボランティアに対し、損害の賠償を求めることができ、登録ボランティア本人がその弁償の責を負うものとなります。
- 登録ボランティアは、利用者及びその家族、施設の職員、その他第三者に対し、故意又は過失による事故等で傷害又は損害を与えた場合は、賠償の責任を負うものとなります。
- 登録ボランティアの活動に際して、第三者に損害を与えた場合、その損害の賠償については、民法の定めるところにより処理することとなります。

## 10 登録ボランティアの義務等

### (1) ボランティア活動保険への加入義務

登録ボランティアは、その活動により自己に障害を負ったときの補償及びその活動によって他者に損害を被ったときの賠償等の危険に備え、原則として個人の費用にてボランティア活動保険（社会福祉法人全国社会福祉協議会が一括して保険会社（日本興亜損害保険株式会社）と締結する団体契約の保険で、傷害事故・賠償事故を補償するもの）に加入して保険料を支払い、その活動にあたるものとなります。

### (2) 守秘義務

登録ボランティアは、正当な理由がなく、その活動上知り得た法人、施設、利用者及びそのご家族、施設に勤務する職員等の個人に関する秘密を漏らしてはなりません。また、ボランティア活動の終了後、及びボランティアの解任後においても同様とします。

### (3) 個人情報の保護と利用

登録ボランティアは、その活動上知り得た利用者及びそのご家族、施設に勤務する職員等の個人情報を漏らしてはなりません。

登録ボランティア自身の個人情報については、法人及び施設は、登録ボランティアの選考、研修等の育成、活動に伴う行事・イベント等のご案内その他運営上必要とされる事項に関わる目的のみに利用させていただきます。

平成 26 年 6 月 1 日

社会福祉法人三愛会  
特別養護老人ホーム 花水木